

備前長船刀剣博物館に
重要文化財が寄贈されました

備前長船刀剣博物館に国指定重要文化財「太刀 銘 信房作」が寄贈されたことを記念し、12月5日（土）から令和9年2月14日（日）にかけて特別展「古備前・刀剣王国の黎明」を開催します。

そこで今回は、謎多き刀工集団「古備前」と古備前の刀工である「信房」が作り出した太刀について紹介します。

日本刀の聖地・長船

瀬戸内市長船地域では、現在も作刀活動が続けられており、「日本刀の聖地」として

親しまれています。

かつて瀬戸内市を含む地域は「備前国」と呼ばれていました。備前国は古くから刀剣の産地として知られ、中でも長船地域では、鎌倉時代から昭和まで「長船派」と呼ばれる刀工集団が活躍しました。

また、長船派の他にも市が所有する国宝「太刀 無銘 一文字（山鳥毛）」を作り出した刀工集団「福岡一文字派」をはじめ、数多くの刀工がこの地で刀を作り続けてきました。

こうした刀工たちの歴史の中で、その源流として考えられているのが「古備前」と呼ばれる刀工集団です。

「古備前」と聞くと、備前焼を思い浮かべる人もいるかもしれませんが。ですが、刀剣における「古備前」とは、平安時代から鎌倉時代前期にかけて備前国で活動していた刀工たちの総称です。

複数の刀工集団が存在し、また、同じ名前の刀工が複数いたともいわれています。しかし、刀工たちの系譜や関係性については未だ大部分が明らかにされておらず、謎が多い存在です。

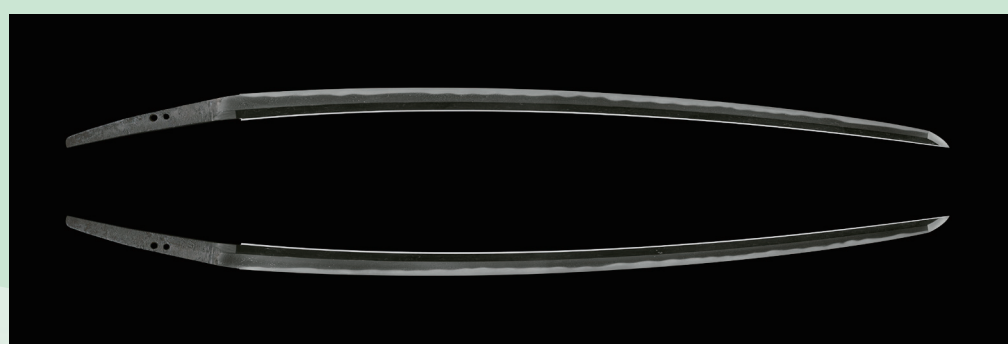
姫路酒井家の秘宝・信房作

今回の主役である「信房」

「古備前」に属する刀工の一人であり、国宝に一口、重要文化財に四口が指定されている名工です。そして、今回寄贈された重要文化財「太刀 銘 信房作」は、かつて姫路城主であった姫路藩酒井家に伝わった刀剣で、成人儀礼の際に使用されたとされています。

長らく秘蔵されていたため、昭和15（1940）年に展示されて以来、一般に公開されることはなかったとみられます。また、書籍に写真などが掲載されることもほとんどなかったため、まさに「幻の名刀」と言えるでしょう。

この太刀は、刃長が62・3センチのすらりとした細身の姿に、秋の澄んだ空気を思わせる美しい地鉄（刀身の暗い部分）、瀬戸内海のさざ波を思わせるような小さく乱れた刃文が特徴で、信房が作り上げた刀剣の中でも屈指の出来です。



太刀 銘 信房作（国指定重要文化財）

古備前の名刀「太刀 銘 信房作」

のぶふさ

瀬戸内癸見伝

巻之百六十三

財「太刀 銘 信房作」を含め、数々の古備前の刀剣を見ることが出来る貴重な機会です。この冬、ぜひ備前長船刀剣博物館で謎多き「古備前」の名刀をご堪能ください。

あなたの未来を守る「ワンコイン健診」は

まもなく終了します！

瀬戸内市国民健康保険・後期高齢者医療保険被保険者を対象にした令和8年度のワンコイン健診（特定健診など）は12月31日（木）で終了します（医療機関によって終了日時は異なります）。



受け忘れるとワンコイン（500円）での健康チェックは1年後…大丈夫？

問 申 国保年金医療給付課
☎0869-24-7096



【個別健診】市内医療機関での実施：12月31日（木）まで

40～74歳の国民健康保険被保険者は、岡山市・備前市の医療機関でも受診可能です（一部機関を除く）。

【集団健診】健診期間終了後、「ひろいの健診」を実施：会場 ゆめトピア長船

種類	対象者	日時	受診方法
特定健康診査	40～74歳の国民健康保険被保険者	2月13日（土） 【受付時間】 午前8時30分～ 午前10時30分	国保年金医療給付課へ電話または下記の二次元コードから予約してください。  予約フォーム▶
プレミアム国保総合健診 （10,000円で人間ドック並みの健診が受けられます）		2月21日（日） 【受付時間】 午前8～11時	国保年金医療給付課へ電話で予約してください。 （☎0869-24-7096）

◆医療機関に通院して治療中の人へ

11月中旬にお手元に届く「情報提供書」をかりつけの医療機関へ必ず持参してください。

医療機関で実施された検査データが特定健診の全ての検査項目と一致する人は、医師が市へ「情報提供書」を提出することで、健診を受けたとみなされます。一致しない人は、安心のために「ワンコイン健診」で普段受けていない検査項目もチェックしておきましょう。

10月末時点で特定健診を受けていない人には、黄色の封筒で「情報提供書」を送付します



CHECK

「情報提供書」の提出は、市民の健康を守る大切な手がかかります

市では、皆さんから提出された「情報提供書」の検査・問診データを分析することで、市の「医療・健康」の課題を把握し、市民の皆さんに必要な保健事業などを検討しています。また、市民の皆さんの健康意識を高めるために、分析した結果をホームページや健康教育などでお知らせし、活用しています。

「健診の受診」「情報提供書の提出」をしていない人には、個人の課題に合わせた健康に関する情報提供や保健事業の案内をすることができません。皆さんのご協力をお願いします。

